

知って得する!

法律コラム



弁護士 辻悠祐

従業員が新型コロナウイルスに感染した場合の会社の対応

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋番番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

よつば総合法律事務所の弁護士の辻です!

最近、会社から従業員が新型コロナウイルスに感染したということで、対応の相談を受けることが増えました。そこで、従業員が新型コロナウイルスに罹患した場合の対応について簡単に説明したいと思います。

1 新型コロナウイルスに感染した従業員には法律上就業制限があります

令和4年8月時点で、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけは、二類相当とされており、就業することで感染症を公衆にまん延させるおそれがあるため、一定期間就業制限がかかります。

2 新型コロナウイルスに罹患した従業員に休業手当を支払うべきかの基準

労働基準法では、休業手当を支払うかどうかの基準として、「使用者の責に帰すべき事由による休業」かどうかを判断基準としています。

簡単にいうと、使用者の責任で新型コロナウイルスに感染したといえる場合は、従業員に対して休業手当を支払う必要はあります。

たとえば、接客業を営む使用者が、従業員に対して、マスクの着用指示や消毒液の準備、お客様への検温など適切な感染予防対策を行わなかったことで従業員がコロナに罹患してしまったような場合は、「使用者の責に帰すべき事由」があると判断される可能性は高いと思います。この場合は休業手当を支払っておいたほうがよいと思います。

他方で、業務外で使用者の責任なく従業員が罹患した場合や、不可抗力でコロナに感染してしまったといえるような場合は「使用者の責に帰すべき事由」があるとはいえません。この場合は休業手当を支払う必要はありません。

3 新型コロナウイルスで休んだ日を有給休暇とすることで給与の全額支払いができます

有給休暇を使用するのかどうかは、従業員の自由

意思によるべきなので、会社が勝手に欠勤日を有給休暇として消化することはできません。

しかし、従業員から、新型コロナウイルスで欠勤した日を有給休暇として使用する旨の申し出がある場合は、新型コロナウイルスで休んだ日を有給休暇として、給与の全額支払いが可能です。

4 従業員が業務で新型コロナウイルスに罹患した場合(労災保険金給付)

業務中に新型コロナウイルスに罹患したことが明らかの場合やその可能性が高い場合は、労災保険金給付の対象となります。

労災保険金には、療養補償給付(労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。)、休業補償給付(休業4日目から、休業1日あたり給付基礎日額の6割+特別支給金2割が支払われます。)などがあります。

ただし、労災保険金給付の手続きは時間がかかるため、お金が必要なタイミングで保険金が支払われずに従業員の方が困ることがあるかもしれません。

5 従業員が業務外で新型コロナウイルスに罹患した場合(傷病手当金)

業務外で新型コロナウイルスに罹患して欠勤した場合は、傷病手当金を受けられる可能性があります。傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。傷病手当金も労災保険金と同じく給与の満額が支払われるわけではありません。

6 最後に

新型コロナウイルスは何度も変異を遂げており、政府の対応も刻々と変わっております。今後、感染症法上の位置づけも変更される可能性も十分あります。会社としては、厚労省などから発表される最新の情報を踏まえて、対応を検討する必要があります。